

コロケーションサービスにおける外国投資家の税務上の取扱いについて

平成 22 年 6 月 11 日
株式会社東京証券取引所

東京証券取引所は、「コロケーションサービスに係る税務上の取扱いについて」と題する照会を国税庁に行い、国税庁より、「照会については、照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えない。すなわち、外国投資家が、コロケーションサービスに基づき東証のプライマリサイト内又はアクセスポイントに設置された取引参加者のサーバに、株式等の売買注文を行うためのコンピュータ・プログラム等のデータを設定・保存し、かかるコンピュータ・プログラムを実行して株式等の売買注文をしたとしても、照会に係る事実関係を前提とする限り、当該外国投資家は、そのことを理由として、国内に恒久的施設を有することにはならない、と解して差し支えない」との回答を得ております。この照会及び回答については、東証コロケーションサービスをご利用いただいている取引参加者へ個別に開示をさせていただいておりましたが、本件に関する情報をより広く公開してほしいとのご要望もあり、一層、外国投資家の利便性を向上させるため、この度、当取引所が国税庁に対して照会を行った際の照会文「コロケーションサービスにおける税務上の取扱いについて」を公表することとさせていただきますので、お知らせ申し上げます。

なお、個別具体的な事案に係る課税関係につきましては、外国投資家各位の責任においてご確認をお願いいたします。

以 上